

2022年8月25日

株式会社グラッドキューブ

代表取締役 CEO 金島弘樹

問合せ先： 06-6105-0315

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会といったステークホルダーの利益を考慮しつつ、継続的かつ健全な成長と発展による企業価値の最大化が重要であるという認識のもと、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。具体的には、取締役会、監査役会、会計監査人、内部監査を通じて、適法性の確保及び企業経営の効率性確保、不正防止体制、リスク管理体制及びディスクロージャー体制の確立等を行っています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレート・ガバナンスコードの基本原則についてはそのすべてを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	-
-----------	---

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ゴールドアイランド	3,900,000	52.48
金島 弘樹	2,190,000	29.47
金島 由樹	240,000	3.23
畝田 友希	120,000	1.61
MIC イノベーション 4 号投資事業有限責任組合	654,000	8.80
NTT インベストメント・パートナーズファンド 2 号投資事業有限責任組合	327,000	4.40

支配株主（親会社を除く）名	金島弘樹
---------------	------

親会社名	該当なし
------	------

親会社の上場取引所	該当なし
-----------	------

補足説明

株式会社ゴールドアイランドは金島弘樹の資産管理会社であります。

3. 企業属性

上場予定市場区分	グロース市場
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引に関しては、取引を行うこと自体に合理性（事業上の必要性）があること、及び取引条件の妥当性（他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できる）があることが担保され、当社の利益が損なわれる状況にないもの以外は、これを行わないことを基本方針としております。

支配株主との取引を実施する際には、会社経営の健全性の観点より留意すべき必要性が高いことを認識し、上記内容が担保されているかを慎重に判断し、取締役会において十分に審議した上で、適正な決裁を受けることとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当ありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
上杉辰夫	他の会社の出身者												
森住曜二	公認会計士												

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上杉辰夫	○	-	米国 IT 企業における経営

			の経験と、テクノロジーに関する知識を有しており、当該知識と経験を当社の経営に活かしてもらうべく、社外取締役として選任しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
森住曜二	○	-	公認会計士としての専門的な知識及び経験を有しており、当該知識と経験を当社の経営に活かしてもらうべく選任しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			該当なし			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
該当なし						

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			あり			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)

3		1	2			代表取締役 CEO
---	--	---	---	--	--	--------------

補足説明

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、報酬委員会にて承認の上、株主総会で決定しています。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名以内
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも定期的に意見交換や情報交換を行う会合を設けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
奥田知良	他の会社の出身者													
池原浩一	公認会計士／税理士													
北口正幸	弁護士／公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
奥田知良	○	-	上場企業メーカーにおける内部監査室及び監査役室での豊富な実務経験を有しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
池原浩一	○	-	公認会計士としての専門的な知識及び経験を有しており、当該知識と経験からの視点により、当社の監査体制の強化を図るべく、社外監査役として選任しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
北口正幸	○	-	弁護士としての専門的な知識及び経験を有しており、当該知識と経験からの

			視点により、当社の監査体制の強化を図るべく、社外監査役として選任しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
--	--	--	---

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

該当ありません。
----------

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

<p>役職員の意欲と士気を高め、一層の業績拡大及び企業価値の向上を図ることを目的に導入しております。</p>
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

<p>中長期的な業績及び企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的にストックオプション制度を導入しております。付与数については、業績への貢献度や将来の期待を総合的に勘案した上で決定しております。</p>
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

<p>報酬総額が一億円以上である者が存在しないため報酬の個別開示は行っていません。 取締役及び監査役の報酬はそれぞれ役員区分ごとの総額で開示しております。</p>
---

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を實踐できる人材の確保・維持、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けた意欲をより高めることを目的として、  
個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。  
業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬から構成されており、社外取締役の報酬は、経営陣から独立した立場から経営の監督機能を担う役割であるため、固定報酬である基本報酬のみとしています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会付議事項の共有、その他当社事業に関する説明、社外取締役から問い合わせへの対応等については、ビジネスサポート部が窓口となり、適切な情報共有を実施しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・取締役会  
当社の取締役会は、常勤の取締役4名及び非常勤の社外取締役2名の合計6名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しています。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。取締役会は、経営の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項のほか、経営方針に関する重要事項を審議・決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っています。

・監査役会  
当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名(いずれも社外監査役)で構成されております。監査役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役の業務執行の監査等を行っております。また、監査役会は、内部監査担当者や会計監査人と定期的に情報交換を行うほか、事業部責任者などから当社の具体的な事業内容について説明を受けることにより当社事業への理解を深め、適時適切な監査の実施に努めております。

・会計監査人  
当社は、2022年6月10日開催の臨時株主総会決議により、会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人を選任し、適時かつ適切な監査が実施されております。

・内部監査室  
当社は、独立した代表取締役直轄の内部監査室を設置し、専任担当者を1名が業務を遂行しております。内部監査室は、監査等委員会や会計監査人と定期的に情報交換を行い、適時適切な監査の実施に努めております。



・リスク・コンプライアンス委員会

管理担当取締役を委員長とし、常勤取締役、常勤監査役、内部監査担当及びシニアマネージャー以上を委員とするリスク管理委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は、原則として四半期に1回以上開催され、当社グループの事業上のリスクの洗い出し、評価、及び、当社グループにおけるコンプライアンス体制とその推進、その他コンプライアンスに関連する一切の事項について協議しており、協議内容を取締役会へと報告して必要な対応策の策定等を目的としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

業務執行に対しては取締役会、監査役会のチェックを機能させるべく、社外取締役 2 名及び社外監査役 3 名という体制で臨んでおり、独立性の高い立場から客観的中立的な発言を頂いています。一方で三様監査を充実させるなど社内外からの監視機能を確保するためにこのような体制を選択しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様が株主総会に出席できるよう、株主総会集中日の開催を避けた日程調整を行います。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討していく所存です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討していく所存です。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討していく所存です。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにIR用ページを設け、公表していく予定であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討していく所存です。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	今後検討していく所存です。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討していく所存です。	なし
IR資料をホームページ掲載	当社ホームページのIR専用ページに、決算短信、適時開示資料等を掲載する予定であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部がIR担当部署とする予定であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の株主、投資家、及びその他の利害関係者のすべてに対して適時・適切な会社情報を提供し、当社に対する理解を深めること、社会的信頼を向上させること、及び適正な評価に資することを目的として、適時開示マニュアルを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討していく所存です。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、適時適切な会社情報を広く公表することが、株主の皆様をはじめ、全てのステークホルダーの意思決定において重要であると認識しております。このため、当社では、IRサイトや説明会等の充実を図ることにより、積極的に情報提供を図ってまいります。

## IV. 内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保するための当社の内部統制システムに関する基本方針及び整備の状況は次のとおりであります。

## a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

i. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。

ii. 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。

iii. 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。

iv. 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

## b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

## c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

i. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する事項を「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。

ii. 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

## d. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び損失の危険の管理に関する体制

i. 代表取締役 CEO は、管理部門統括取締役をコンプライアンス管理及びリスク管理の総括責任者として任命し、リスク・コンプライアンス委員会を設置させる。リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。また、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部門責任者と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。

ii. 万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、リスク・コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役 CEO、取締役会、監査役会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。

iii. 取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「グラッドキューブフィロソフィ」を定める。

iv. 当社は、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（常勤監査役・コンプライアンス責任者・顧問弁護士）に匿名で相談・申告できる「相談窓口」を設置し、事

態の迅速な把握と是正に努める。

v. リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める

e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

i. 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。

ii. 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

f. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

i. 監査役は、取締役会以外にも全体会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受ける。

ii. 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する

iii. 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに監査役に報告する。

g. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

i. 監査役会は、代表取締役 CEO と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。

ii. 監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

h. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力排除に関する規程」に定め、全ての取締役及び使用人に周知徹底しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

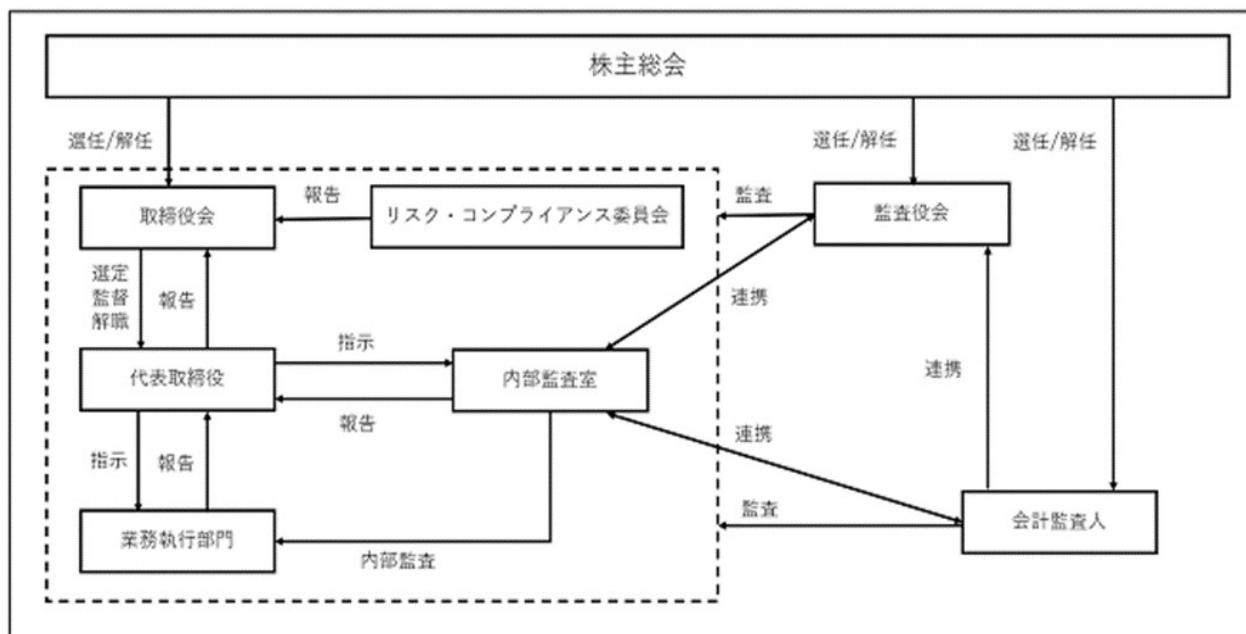
該当項目に関する補足説明

該当ありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

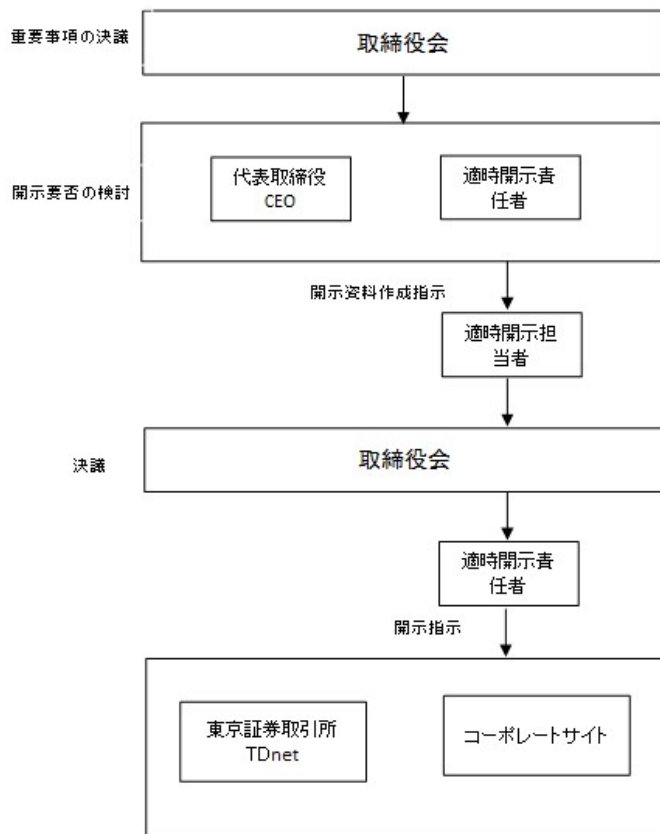
該当ありません。

【模式図(参考資料)】

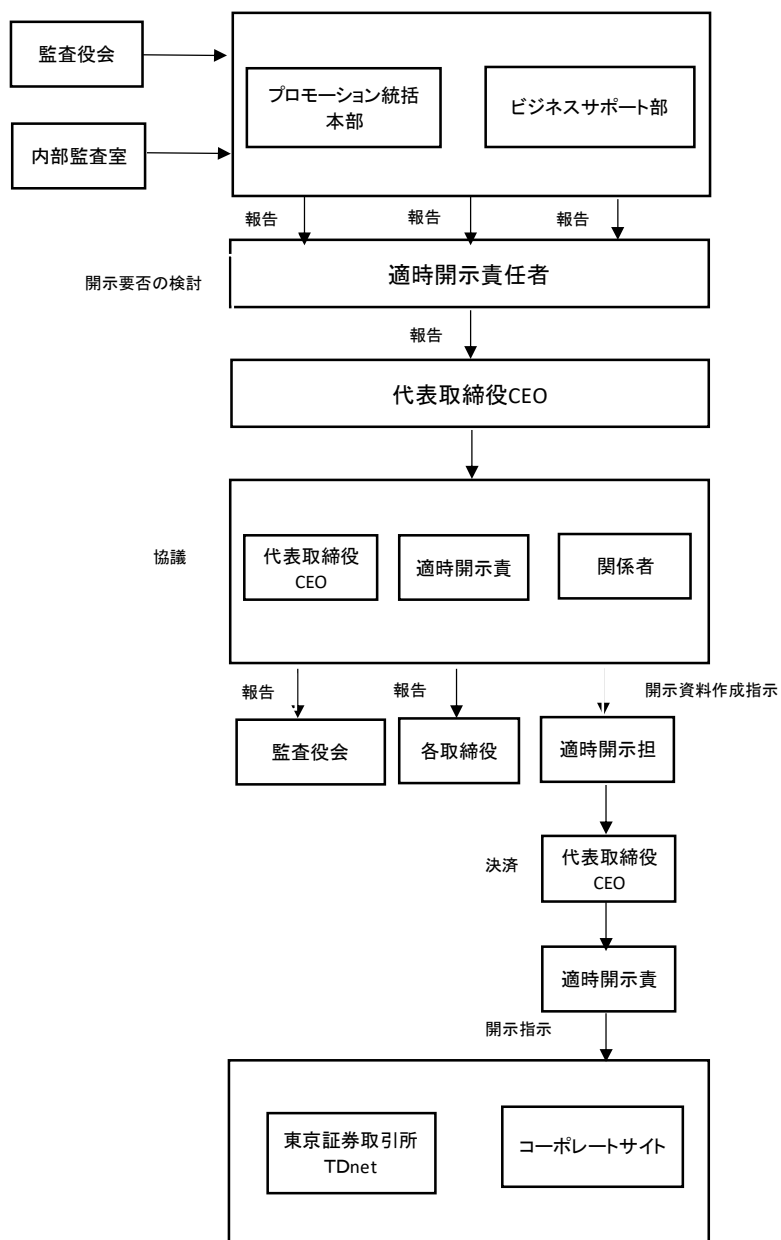


【適時開示体制の概要（模式図）】

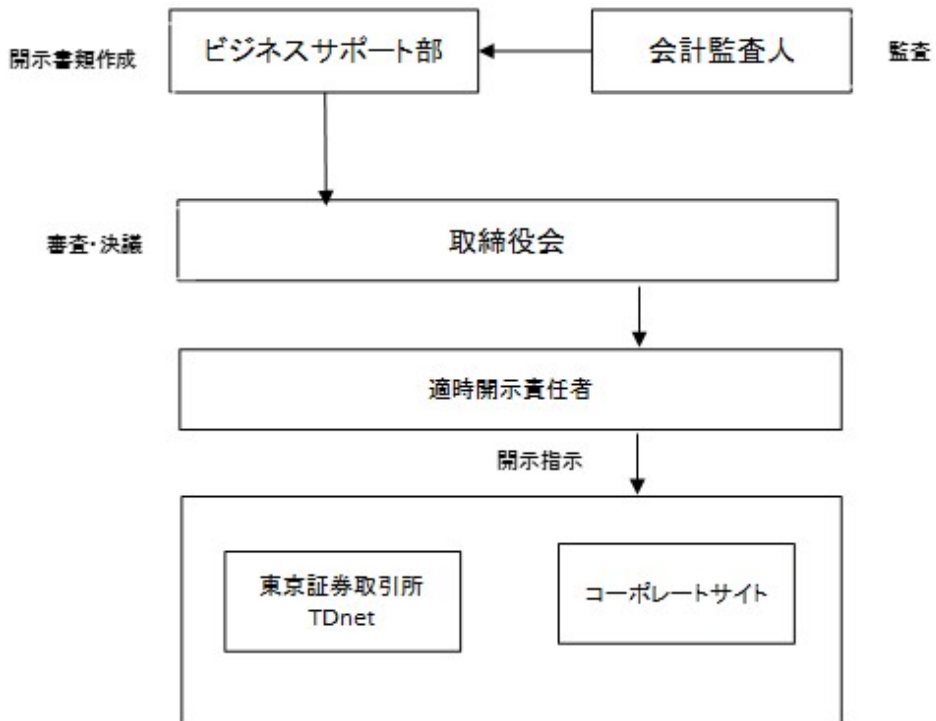
<決定事実に関する情報>



<発生事実に関する情報>



<決算に関する情報>



以上